

2026年5月20日

日本心理劇学会 会員の皆さま

日本心理劇学会

資格認定委員会 佐藤 豊

経過措置による心理劇ディレクターの登録再申請のお知らせ

会員の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日本心理劇学会の資格制度も少しずつ充実してきました。2023年3月に暫定経過措置による心理劇ディレクターの審査が終わり、学会認定心理劇ディレクターが誕生しました。

しかしながら、期日までの申請が困難であり、やむを得ず申請を断念された先生方がおられることを把握しております。長年にわたり心理劇の実践に携われてこられた多くの先生方に、学会認定心理劇ディレクターとしてご登録いただくことが不可欠であると考え、このたび経過措置による登録再申請を実施する運びとなりました。

2023年審査と同様に、細則に決められた心理劇ディレクターと同等の心理劇体験とトレーニング体験をお持ちの会員の方は、以下の手順により資格を取得することができます。

資格取得を通じて、より多くの先生方に心理劇の発展にご協力していただければ幸いです。

申請に必要な条件は、2023年3月31日の時点で次の条件を満たす方になります。どうぞご応募をお願いいたします。

提出期限は2026年7月31日です。必要書類は学会ホームページに公開いたします。つきましては、当該ページより書類をダウンロードしてご提出いただけますようお願いいたします（日本心理劇学会 <https://psychodrama.jp>）。

記

経過措置による心理劇ディレクター再申請の条件は 2023年3月31日の時点で

1. 日本心理劇学会に入会して2年以上の会員であること。
2. 学会主催の心理劇の体験に関する研修会に10時間以上の参加経験があること。
3. スーパーバイザーの下で、心理劇に関する以下のトレーニング時間があること
監督体験 10時間以上
主役、演者体験 10時間以上
補助自我体験 5時間以上
スーパーバイザーの下で、申請者が行なった心理劇に関するディレクター、コンダクター、リーダー体験について、スーパービジョンが20時間以上あること
4. 認定スーパーバイザーの推薦書
5. 規定の登録料の支払い 登録料 5,000円

【書類の提出先】

日本心理劇学会資格認定委員会

メールアドレス certico.jpa@gmail.com